

奈良県業務継続計画

(大規模災害編)

平成28年3月策定
令和3年5月改定

奈良県

目次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第1章 業務継続計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1. 計画の意義 | |
| 2. 業務継続計画（大規模災害編）と地域防災計画の位置づけ | |
| 3. 計画の目標 | |
| 4. 計画の適用範囲 | |
| 5. 計画の発動基準 | |
| 6. 計画策定の効果 | |
| 第2章 前提となる被害想定 | 5 |
| 1. 災害想定 | |
| 2. 被害想定 | |
| 第3章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務 | 7 |
| 1. 基本的な考え方 | |
| 2. 対象期間 | |
| 3. 対象業務の選定 | |
| 4. 対象業務の選定結果 | |
| 第4章 実施体制の確保 | 10 |
| 1. 職員の確保 | |
| 2. 安否確認 | |
| 3. 職員配置の調整 | |
| 4. 指揮命令系統の確認 | |
| 5. 物資・サービスの確保 | |
| 6. 複合災害の対応 | |

第5章 執務環境の確保 14

1. 執務環境の機能確保
2. 庁舎
3. 電力
4. 電話
5. 防災行政通信
6. 情報システム
7. 職員の食料・飲料水・トイレ等
8. 什器転倒対策

第6章 今後の取り組み 20

1. 職員の意識向上
2. 教育・訓練の実施
3. 業務継続計画の見直し
4. 市町村との連携

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1. 計画の意義

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、地震等の大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震とこれに伴う巨大な津波により、死者（災害関連死を含む）・行方不明者合わせて2万人を超える甚大な被害が生じました。また、平成30年7月及び令和2年7月に発生した豪雨や令和元年10月に発生した台風第19号では、全国の広範な地域において、多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらしました。これらの災害により被災した地方公共団体においては、庁舎や職員が被災し行政機能が喪失した事例も見受けられました。

このように大規模災害が発生した場合、庁舎も被災し、職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の業務に必要な資源に制約が生じる可能性があります。

奈良県業務継続計画（大規模災害編）は、このような状況下において、非常時優先業務を適切に実施するため、基本的な考え方及び必要な体制整備について定めるものです。

この計画を策定し必要な措置を講じることにより、県民の生命・健康を守るとともに、大規模災害時における社会・経済の破綻を防止します。

2. 業務継続計画（大規模災害編）と地域防災計画の位置づけ

奈良県地域防災計画では、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められています。地域防災計画に定められた業務を大規模な地震発災時にあっても円滑に実施するためには、地方公共団体自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整備しておくことが必要です。

奈良県業務継続計画（大規模災害編）は、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象や、火災、大事故等の不測の事態により大規模な被害が生じ、人員等の資源が制約された状況下において、県が優先して実施する業務（非常時優先業務）を定める計画です。

表 1-1 地域防災計画と業務継続計画の相違点

| | 地域防災計画 | 業務継続計画 |
|--------------------|---|--|
| 計画の趣旨 | ・地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。 | ・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。 |
| 実施主体の被災 | ・行政機関の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある | ・行政機関の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。 |
| 対象業務 | ・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。 | ・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。 |
| 業務開始目標時間 | ・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。 | ・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。 |
| 業務に従事する職員の水・食料等の確保 | ・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。 | ・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。 |

（「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府（防災担当）をもとに作成）

3. 計画の目標

大規模災害が発生した場合において、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上により、県民の生命、身体及び財産を守り、県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目標とします。

このため、各部局が相互に連携しながら、非常時優先業務に必要とされる人員等の資源を組織的に集中して投入し、適切な業務執行を確保します。

4. 計画の適用範囲

本計画を適用する範囲は、本庁と出先機関を含めた知事部局、水道局、議会事務局、教育委員会（県立学校含む）及び各種行政委員（会）事務局とします。

5. 計画の発動基準

業務継続計画の発動は、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うために、非常時優先業務ではない業務を縮小、延期することを宣言するものであることから、組織としての意思決定をする必要があります。業務継続計画の発動基準及び解除の基準については、下記のとおりとし、知事部局については知事が、教育委員会及び行政委員（会）事務局等については各組織の長が意思決定を行います。

発動基準 : 次のいずれかに該当する場合

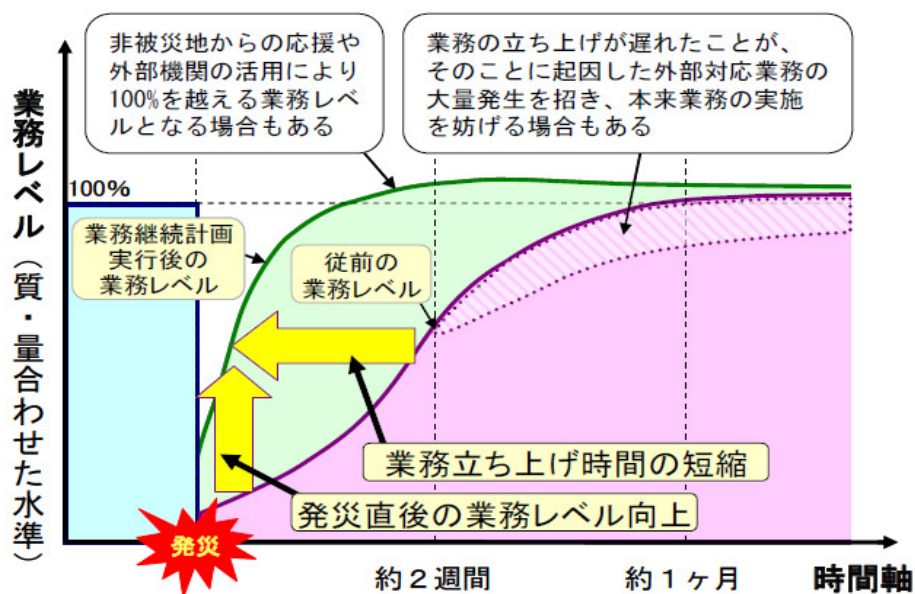
- ① 県内で震度 6 強以上の地震等の大規模災害の発生により災害対策本部を設置し、災害対応を行う場合
- ② ①以外の災害対応を行う場合で、業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生し、非常時優先業務を目標復旧時間内に再開することができない、又は再開することができないおそれがある場合
- ③ その他、業務に必要な不可欠な必要資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じている場合

解除基準 : 非常時優先業務が、高い水準でなされるようになり、資源再配分の調整の必要がなくなった場合

6. 計画策定の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、図 1-1 に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、業務継続を行える状況に改善することが可能となります。

図 1-1 業務継続計画導入による早期復旧のイメージ



（「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月 内閣府（防災担当）をもとに作成）

第2章 前提となる被害想定

1. 災害想定

大規模災害発生時には、庁舎の倒壊、浸水、什器の転倒等のほか、庁舎周辺の火災や庁舎内の各設備（電力、トイレ、通信等）の機能障害等が想定されます。

本計画では、業務継続に支障を及ぼす事態として、「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」（平成16年10月作成）で想定されている地震のうち、県庁舎（災害対策本部設置庁舎）が所在する奈良市で最も揺れが大きく、かつ、奈良県での被害が最も大きいと予想される「奈良盆地東縁断層帯による地震」を想定とします。

表2-1 奈良盆地東縁断層帯の断層と想定マグニチュード

| 対象地震 | 断層の長さ (km) | 想定マグニチュード |
|-----------|------------|-----------|
| 奈良盆地東縁断層帯 | 35 | 7.5 |

2. 被害想定（奈良盆地東縁断層帯による地震）

① 県内において想定される主な被災状況

表2-2 県全体と奈良市の想定被災状況

| | 奈良県全体 | 奈良市 |
|----------|---|---------|
| 最大震度 | 7 | 7 |
| 死者（人数） | 5,153 | 1,118 |
| 負傷者（人数） | 19,045 | 4,410 |
| 住家全壊（棟数） | 119,535 | 28,670 |
| 住家半壊（棟数） | 83,442 | 16,844 |
| 炎上出火（件数） | 1,199 | 319 |
| 避難者（人数） | 435,074 | 127,747 |
| 断水（世帯数） | 433,526 | 133,142 |
| | 1週間後も断水継続。水道は1ヶ月復旧に要する。 | |
| 停電（世帯数） | 486,436 | 133,774 |
| | 1ヶ月後には、概ね停電は解消。 | |
| 都市ガス供給支障 | 256,903 | 102,278 |
| | ガスは3ヶ月復旧に要する。 | |
| 電話 | 一般公衆回線の輻輳のため、14%の世帯において、通話・通信が困難になる（一般加入電話・携帯電話）。1ヶ月後には、電話の輻輳が緩和。 | |

出典：「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」（平成16年10月）

・輻輳（ふくそう） 地震などの大災害発生時に、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加することにより通話が混雑し、なかなか電話が繋がらない事象のこと。

② 道路被害

- ・地震動により、西名阪自動車道、第二阪奈道路、国道24号・25号・165号・166号・169号等については、震度7の地域を横断しており寸断される可能性が高くなっています。この地震により南部及び東部山間部も広い範囲で震度6強～5強の地域が広がっており、直接の道路被害と同時に、崖崩れや落石などによる被害が想定されます。これらの道路が寸断されると途中の地域が孤立する可能性があります。
- ・また液状化により、液状化危険度の高い地域を通る西名阪自動車道、阪奈道路、国道24号・25号・165号・169号等において被害が発生する可能性が高いです。

③ 鉄道被害

- ・地震動により、震度7の地域に沿ったJR万葉まほろば線、近鉄奈良線・橿原線・大阪線が被害を受ける可能性が高いです。また、同じく被害の大きい大和郡山市、安堵町付近を通過するJR大和路線にも被害が及ぶものと考えられます。盆地部の鉄道網は、線路、駅舎で大きな被害を被り、部分的には復旧にも相当の時間を要すると考えられます。盆地部の鉄道網が寸断された場合には、京都、大阪、名古屋方面への旅客輸送に大きな支障が出ます。
- ・液状化危険度の高いエリアに沿った近鉄橿原線・大阪線・南大阪線、JR大和路本線・万葉まほろば線等において被害が発生する可能性が高いです。

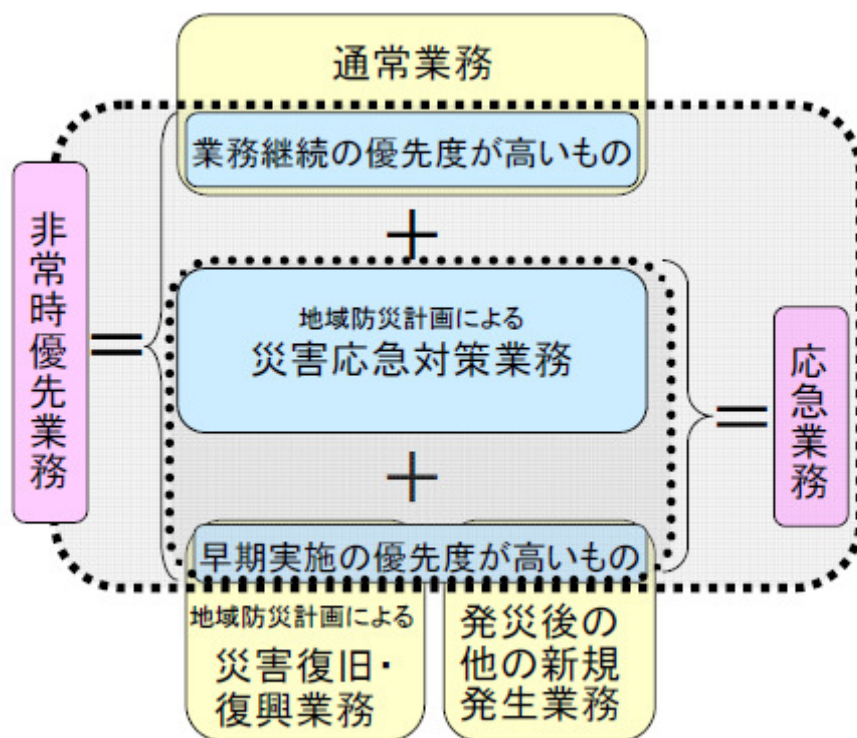
第3章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生し、庁舎の被災や職員・家族の被災等により、業務に必要な資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となります。これを非常時優先業務とします。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となります。発災後しばらくの間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施することとします。

図 3-1 非常時優先業務のイメージ



出典：「大規模災害発生時における地方公団体の業務継続の手引き」
平成 28 年 2 月 内閣府（防災担当）

2. 対象期間

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの間として、1ヶ月以内とします。

3. 対象業務の選定

非常時優先業務は、それぞれの業務の県民生活等への影響の実態等を踏まえて、選定を行う必要があります。抽出にあたっては、下記の「業務開始目標時間別の業務の選定基準表」をもとに、各課室等が業務内容に応じて選定します。

表3-1 業務開始目標時間別の業務の選定基準表

| 業務開始 目標時間 | 該当する業務 の考え方 | 代表的な業務例 |
|--------------|--|---|
| ① 3時間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・広域応援要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市区町村への支援 | <ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 広域応援要請（警察、消防、DMAT等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） d. 自衛隊災害派遣要請 e. 応急活動（救助・救急）に係る市区町村への支援 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等） |
| ② 1日以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）に係る市区町村への支援 ・重大な行事の手続き | <ul style="list-style-type: none"> a. 火薬類、毒・劇物等の応急対応 b. 災害救助法関係業務 c. 都道府県管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道等） d. 重要な業務システムの再開（パスポート等） e. 応急活動（救助・救急以外）に係る市区町村への支援（緊急輸送、二次被害予防、社会基盤応急復旧、保健衛生、し尿処理、避難所運営、食料・物資供給、応援職員派遣等） f. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） |
| ③ 3日以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 | <ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る支援業務（保健師の派遣等） b. 復旧・復興業務開始に係る市区町村の支援（ごみ・瓦礫処理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務 |
| ④ 2週間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 | <ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） |
| ⑤ 1ヶ月以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 | <ul style="list-style-type: none"> a. その他の業務 |

（「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月 内閣府（防災担当）をもとに作成）

4. 対象業務の選定結果

上記の考え方を踏まえ、全所属で非常時優先業務を選定し、業務ごとに開始目標時間を設定しました（詳細は、資料編に記載）。

第4章 実施体制の確保

1. 職員の確保

① 要員の確保（執務時間内の被災）

執務時間中において大規模災害が発生した場合、多くの職員は執務室に在勤しているものの、特に大地震が発生した場合、本庁舎内での備品の転倒等により、職員の一部が負傷する可能性があります。各課室等は、負傷した職員の応急救護等を速やかに実施するとともに在勤状況を把握し、非常時優先業務に重点的に職員を配置することにより、非常時優先業務の実施に必要な人員を確保するよう努めます。

② 要員の確保（執務時間外の被災）

奈良県地域防災計画に定めた動員基準に従い、予め定められた職員は勤務公署等へ参集します。

ライフラインの断絶も想定されることから、動員基準に基づき、自主的な参集を原則とします。

各課室等は、職員や職員の同居家族の安否確認及び参集状況を把握し、非常時優先業務に重点的に職員を配置することにより、非常時優先業務の実施に必要な人員を確保するよう努めます。

③ 参集予測（執務時間外の被災）

執務時間外に大規模災害が発生した場合に、参集可能な職員数を把握するため、本庁職員が以下の条件で自宅から勤務公署までの実際の道のりをもとにして参集時間を算出しました（参集予測結果について、詳細は、資料編に記載）。

【条件】

- ・ 徒歩で参集することを想定し、時速4kmで所要時間を算出
- ・ 安否確認や参集準備の時間として、30分を計上
- ・ 参集距離が1.8km以上の職員は、公共交通機関が復旧するまで参集不可と想定（3日目から人数に計上）
- ・ 本人、家族の被災や救援・救助などにより参集が困難な職員を4割と想定

④ 課題

参集人数はあくまでも想定であり、実際に災害が発生した場合には、想定どおりの参集人数が確保できないことも予想されます。

また、対応が長期化、24時間対応をする場合には交代要員の確保が必要となります。

⑤ 対策

徒歩による参集を原則として、状況に応じて自転車やバイクによる参集も手段とします。ただし、大規模災害時は平常時に比べ、道路の様子が大きく変わることがあるので、安全確保について職員に注意喚起を行います。

2. 安否確認

各課室等において、平時から職員の自宅の固定電話、携帯電話、携帯メール、SNS等、複数の連絡方法を把握し連絡体制を構築したうえで、大規模災害発生時には、職員及び同居家族の安否確認を実施します。固定電話や携帯電話が輻輳しても安否確認が可能となるよう災害用伝言ダイヤル等を用いた確認方法も合わせて実施します。

また、災害発生時に職員が参集し、自らの職責を全うするためには、家族の安否確認と家族からの理解、協力が大変重要となります。このため、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の利用など、家族との連絡方法を事前に定めることを周知徹底します。

3. 職員配置の調整

① 人員不足時の調整

各課室等において、業務の中断・縮小を行っても、非常時優先業務の実施に必要な人員に不足が生じる場合は、原則として各部局内で調整することとし、その調整は各部局の企画管理室等が行います。ただし、各部局内において対応が困難と判断される場合は、各部局の企画管理室等からの応援要請（必要人数、配置先、業務内容及び期間等を記載）をもとに、災害対策本部が調整を行います。

② 業務引継

各課室等において、非常時優先業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、大規模地震発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を円滑に実施できるように、平時から業務内容及び連絡先名簿、マニュアルの整備に努めます。

③ 市町村への応援

大規模災害が発生した場合、または、大規模災害が発生するおそれがある場合、県は速やかに被災市町村または被災のおそれがある市町村に職員を派遣し、被害情報、避難情報、被災者等のニーズに関する情報等を収集します。

また、被災市町村から、応急措置を実施するための応援要員を求められた場合、実際に参集した人数と非常時優先業務を実施するために必要な人数を勘案して充てることとします。

4. 指揮命令系統の確認

奈良県地域防災計画に定められた災害対策本部の体制が指揮命令系統の基本となりますが、知事をはじめとする責任者が、被災や参集状況により一定期間不在となることが想定されます。

こうした責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるよう、職務の代理や継承、事務決裁規程に基づく代決など、各種判断や事務処理に支障が生じないようにします。

知事が参集していない状況等の場合は、あらかじめ奈良県地域防災計画で定めた次の順により、知事の職務を代理します。

- (1) 副知事（防災担当）
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 福祉医療部長

部局長、課長等については、奈良県事務決裁規程に準じて職務を代理します。

5. 物資・サービスの確保

県が非常時優先業務の実施や庁舎管理に必要となる物資・サービスを、庁外の事業者に委託している場合は、受託業者に大規模地震発生時においても当該業務を確保できるよう体制の整備を要請します。

6. 複合災害の対応

① 複合する可能性のある災害等の種類

自然災害は単独で発生するばかりではなく、複合的に発災する可能性があります。また、感染症まん延時に自然災害が発生するなど、災害等の組み合わせや発生の順序は多種多様です。

- ・地震災害
- ・風水害（水害、土砂災害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害等）
- ・感染症（新型インフルエンザ等）

② 課題

単独の災害と比較し、複合災害の場合、先発の災害により災害対応資源が著しく低下していたり、被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中であるところに後発の災害が起きるため、災害の被害が拡大化したり、対応が困難になるおそれがあります。

③ 対策

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、保有している災害対応資機材で対応可能かどうかを判断し、もし不足するようであれば、流通備蓄や県外からの応援により、不足分を速やかに確保することが重要です。

そのため、日頃から、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速、的確な情報収集力、判断力、実行力の養成に努めます。

④ 感染症対策期間における業務継続

新型インフルエンザ等の感染症の国内・県内感染期における業務継続については、奈良県業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）に基づき取り組みますが、国内・県内感染期に自然災害が発生した場合、感染症対策に必要な物資、資材の確保や感染予防策の徹底などが必要となります。

災害の被害程度の情報収集にあわせて、感染症のまん延状況の把握に努め、活動現場等における基本的な感染予防対策を徹底し、感染拡大を防止します。

また、職員の健康管理の徹底のため、発熱等の症状がある職員の出勤を控えるとともに、活動後の健康管理にも配慮します。

第5章 執務環境の確保

1. 執務環境の機能確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、通信手段など執務環境の機能確保が重要です。

このため、これらの機能について、現状を踏まえ、課題を明確にし、業務継続のために必要な対策を検討します。

2. 庁舎

① 現状

県庁舎及び各総合庁舎の建築物本体は、耐震性能が確保されており、直ちに倒壊する可能性は低いです。また、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域のエリア外にあります。

② 課題

県庁舎及び各総合庁舎は、発災後の建築物本体の利用は可能であると想定していますが、想定災害発生時にはライフラインの途絶等による庁舎内のインフラ（電力、通信、上下水道等）の機能不全により使用できなくなることも想定されます。

③ 対策

早期復旧のため、各庁舎管理者は、平時から必要な業者等の連絡先や復旧対応手順を整理し、連絡先等を執務室内の見やすい場所に掲示するなど、職員に周知徹底します。また、庁舎の安全確認手順のためのマニュアルを作成し、教育・訓練等を実施することを検討します。

庁舎管理者が、県庁舎が使用不可と判断した場合や、庁舎内のインフラ（電力、通信、上下水道等）の機能不全により、業務執行に著しい支障が生じる場合など、県庁舎が使用できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に第2の災害対策本部を設置します。

その場合、協定に基づき、要員や資機材等の輸送について、関係団体に協力を要請します。

3. 電力

① 現状

県庁舎への商用電源については特別高圧電力の常用・予備 2 回線で受電しており、停電の可能性は低いものとなっていますが、大規模災害の発生により、電力の供給が停止した場合には各庁舎に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、最低限確保が必要な非常用負荷に電力が供給されます。その後は負荷の状況を見ながら一般負荷を手動で追加していく事になります。

県庁舎の非常用発電機の出力を合計すると通常使用しているほぼ全ての負荷に電力を供給する事が可能ですが、燃料備蓄量に限りがあるため、出力を制限し燃料消費量を抑えて、運転可能時間を延ばす事が必要です。このため空調設備については原則として運転しないものとします。

この条件のもとで、照明設備の約 1 / 3 と、コンセント設備については電気ポット・電気温水器などを除く 0A 機器等に必要な容量を約 3 日分確保する事が可能です。

② 課題

燃料の補給が無ければ 3 日間以上停電した場合の電力確保が困難となります。

情報管理棟の非常用発電機は燃料の備蓄量が少ない為、他の燃料タンクからの移送が必要になります。

災害対策本部室等以外の非常用発電機は水冷式であるため、水道水の供給が絶たれた場合、運転時間が制限される可能性があります。

分庁舎以外の庁舎には予備の発電機がないため、故障時には電力確保ができません。

③ 対策

情報管理棟の非常用発電機は廃止し、本庁舎の非常用発電機から情報管理棟へ直接送電できるように改修します。

非常用発電機を更新する場合には、冷却水のいらぬ空冷式ディーゼルやガスタービンを検討します。また、分庁舎以外の各庁舎の非常用発電機は主機・予備機の 2 台構成とする事を検討します。

大規模災害発生後、県庁舎、橿原総合庁舎において燃料の補給が必要となった場合、協定に基づき、関係団体に協力を要請します。

非常用発電設備の運転に必要な水、他の庁舎の燃料の補給体制について検討します。

4. 電話

① 現状

県庁舎では、公衆通信網の輻輳対策として、災害対策本部を中心に災害時優先回線を確保しており、また、途絶対策として、光回線に加えてアナログ回線を確保しています。

県庁舎の電話交換機（P B X）は本庁舎1階に設置され、主装置を設置する際にアンカーで固定し、転倒防止の耐震処理を施しています。

② 課題

電話については、発災直後から安否確認等のための通話が増え、発災1週間程度は輻輳により繋がりにくい状況が想定されます。

そのため、庁舎管理者は、管理する施設の通信手段を復旧するとともに通信事業者等に対して優先的な復旧を依頼する必要があります。

③ 対策

災害時優先電話を設置していない所属で、非常時優先業務の継続のために必要な場合は、災害時優先電話回線（一般的に契約数の1 / 10）の増設の可否について電話事業者と協議を行うなど、通信手段の確保に向けた対策を講じます。

災害時優先電話を設置している所属は、災害時優先電話にシールを貼る等、明示的に利用可能とし、できるだけ発信専用とするなどの利用ルールのマニュアルを作成し、災害時にも徹底します。また、必要に応じ、災害時優先電話の増設について、電話事業者と協議を行います。

各総合庁舎の庁舎管理者は、電話交換機を壁や床に固定するなどの転倒防止対策を講じます。

大規模災害発生後、通信手段が不足した場合には、災害時優先電話回線の臨時増設、特設公衆電話の設置等を電話事業者に要請します。

5. 防災行政通信

① 現状

災害時に一般電話回線が不通となる事態においても、被災情報の収集や伝達、災害応急対策の調整等を行う必要があります。

県では、大容量光ケーブルの有線系回線と衛星系無線回線及び衛星携帯電話回線による三重化の回線構成された防災行政通信ネットワークを整備しており、県庁舎、土木事務所をはじめとする出先機関、市町村役場、消防本部及び防災関係機関等相互の通信を確保しています。

県庁舎に設置している統制局は、地震によるサーバ等の転倒、動揺防止のために耐震処置を施しています。また、停電発生時にも通信環境を確保できるよう、無停電電源装置と非常用発電機を設置しており、72時間の電源を確保しています。

また、関係機関に対し、防災行政通信ネットワークの利用方法や、操作習熟のために平時から有線回線、衛星回線を活用することなどを周知しています。

② 課題

防災行政通信ネットワーク統制局の非常用発電機は72時間の運転が可能ですが、さらに長期化した場合は、燃料の確保が必要となります。

防災行政通信ネットワークが整備されている各課室等において、所属職員が確実に利用できる体制の構築が必要です。

③ 対策

県では平時より関係団体との間で、大規模災害発生時における緊急的な燃料供給を円滑に実施するための情報共有を図っています。

防災行政通信ネットワークが整備されている課室等は、電話番号簿を確認、周知し、年に数回、設置場所、利用方法等を確認、訓練する機会を設けるなど、所属職員が確実に利用できる体制を構築します。

6. 情報システム

ICT推進課が運用する情報基盤及び県の統合基盤を利用する情報システム等については、各種災害時の情報システムやネットワーク等の対応についてまとめた「奈良県 ICT 部門業務継続計画」に基づき対応します。

県の統合基盤を利用していない各課室で独自に運用する情報基盤及び情報システム等については、平時より「奈良県 ICT 部門業務継続計画」を参考に、業務の遂行に必要となる重要なデータのバックアップ及び大規模災害時の早期復旧について、対応方法を検討します。

7. 職員の食料・飲料水・トイレ等

① 現状

非常時優先業務遂行に必要な職員向けの食料・飲料用ペットボトル・生活必需品等の物資の備蓄は用意されていない状況です。

県庁舎及び一部の総合庁舎では、上水の受水槽が設置されていますが、断水した場合の備蓄量としては、約1.5日分から2日分になります。また、本庁舎にはトイレ用水として衛生水槽が設置されていますが、備蓄量としては、約2日分です。

また、県庁舎及び一部の総合庁舎では、トイレの汚水は公共下水道へ直接放流されています。

コピー用紙については、共通消耗品となっており、各課室等が必要に応じて発注を行っています。

② 課題

職員用の飲料水や食料、生活必需品等の物資の確保が考えられます。

県庁舎及び各総合庁舎では、最低限必要とされる3日分の上水及びトイレ用水が備蓄されていません。大規模地震などで水道管が破損した場合、復旧には長くて1ヶ月以上かかる場合もあるので、給水の方法を検討する必要があります。

下水道管や庁舎の排水管が破損した場合にはトイレを使う事ができません。

コピー用紙やトナーは、大規模災害を想定した備蓄を行っていません。

③ 対策

奈良県地域防災活動推進条例では、県民は、災害が発生した場合に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の必要となる生活物資を備蓄するよう努めるものとしています。職員についても、自宅や職場において、食料、飲料水等の備蓄に努めます。

また、職員は、参集する際に3日分程度の飲料水、食料、着替え等の携帯に努めます。

トイレ用水としての衛生水槽がない庁舎については、衛生水槽の設置を検討します。

飲料水の確保を検討する必要があります。断水時には、給水期間をできるだけ長くするため、節水に努めます。また、仮設トイレの設置を検討する必要があります。

各課室は、一定量のコピー用紙等をストックすることを念頭に置き、在庫状況を日常的に把握します。

8. 什器転倒対策

執務室におけるロッカー等の什器転倒対策は、地震時における事故防止と業務継続の両方の観点から重要です。

各所属長は、非常時優先業務を業務開始目標時間内に実施するために、室内にある書棚やロッカー等の転倒、書類や備品類の落下等による被害が生じないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにするなど、転倒・落下防止の措置を講じ、その状況を常に確認することを検討します。

第6章 今後の取り組み

1. 職員の意識向上

大規模災害の発生により県の庁舎も被災し、非常時優先業務に必要な資源に制約がある状況においても、迅速かつ効果的に業務を立ち上げるためには、全職員が大規模地震の発生時の対応を意識し、平常時から準備することが重要になります。このため、業務継続計画を庁内ホームページに掲載するとともに、各課室等において、人事異動者が多い年度の初期に非常時優先業務の確認や参集予測の見直しを行うなど、職員の意識向上を図ります。

2. 教育・訓練の実施

大規模災害発災時に実際に行動できるようにするためには、職員等に対する教育・訓練が重要になります。このため、非常参集訓練や庁舎が被災したシナリオを追加した災害対策本部運営訓練を実施し、業務継続計画や各種マニュアルの実効性を確認します。また、他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣により実際の経験を通して対応の考え方や方法を学ぶことや、県職員自らが地元自治体や自主防災組織の訓練や防災イベントに積極的に参加することを進めていきます。

3. 業務継続計画の見直し

業務継続計画は、訓練等を通じて計画の実効性等を点検し、把握された問題点や教訓等に基づいて、業務継続体制や計画の見直しを図ります。また、想定する災害より規模の小さい災害を経験した際にその教訓を踏まえて点検することや、他の被災した地方公共団体での知見等を踏まえて点検も行います。

4. 市町村との連携

市町村はより身近な行政サービスを提供しており、大規模災害発生時に住民の生命、身体及び財産を守るためには、業務継続や早期復旧が必要となります。このため、県は市町村に対し、業務継続計画に関する情報提供や助言を行い、市町村を支援します。